平成２６年（フ）第３２号
茨城県日立市森山町１丁目18番11―102号
債務者　青木　美幸（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２９号
佐賀県唐津市相賀2460番地
債務者　田原　理佐
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第２２６号
仙台市太白区鈎取３丁目３番19号　ＳＫマンション101
債務者　我妻　敏恵
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６９号
新潟市中央区幸町８番14―1002号
債務者　弦巻　正子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９７号
新潟県五泉市赤海682番地２
債務者　村松　　孝
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９８号
新潟市江南区鵜ノ子２丁目６番35号　土橋荘６号、住民票上の住所新潟市江南区鵜ノ子２丁目６番35号
債務者　小林　良実
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１３号
新潟市江南区天野599番地１　雇用促進住宅天野宿舎３号棟102号
債務者　木滑　秀次
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２７号
岐阜市加納西広江町２丁目11番地
債務者　毛利小百合
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６２９号
愛知県大府市桃山町１丁目173番地　ネオチッタ大府308号
債務者　前川　絢花
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９０４号
神戸市灘区船寺通１丁目８番17号　メゾンきら302
債務者　夏山尚久こと　曺　　清浩
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６９号
神戸市須磨区友が丘３丁目110番地の２　Ｃ５―301号
債務者　吉見　　基
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８４号
神戸市中央区宮本通４丁目６番４号　セイワハイツ301
債務者　伊藤　勝正
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１２号
神戸市須磨区西落合４丁目１番227―102号
債務者　後呂阿希代（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４１号
神戸市垂水区霞ケ丘７丁目５番20―２号
債務者　島津　勝行
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６２号
神戸市垂水区仲田３丁目４番15―305号
債務者　岩尾　明典
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８４号
兵庫県尼崎市下坂部２丁目16番14号　シビック尼崎402
債務者　上村真由美
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係